

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
(住宅支援資金) 貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉資金部

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-5

千葉県社会福祉センター5F

TEL. 043-244-2945 FAX. 043-245-9338

※申請後に、申請内容について上記電話番号等からお問い合わせする場合があります。

1 ひとり親家庭住宅支援資金について

この事業は、原則として、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けており、千葉県内で母子・父子自立支援プログラム（以下、「プログラム」という。）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭住宅支援資金（以下「住宅支援資金」という。）を貸し付けるものです。

また、貸付決定時に就業していない方が住宅支援資金の貸付期間終了後1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き就業を継続した場合、返還債務の全部が免除されます。

※母子・父子自立支援プログラムとは、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、支援状況をフォローするとともに、自立した状況を継続できるよう支援を行うものです。

詳細については、市にお住まいの方は各市、町村にお住まいの方は各健康福祉センターへお問合せください。

(1) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

(2) 貸付対象者

貸付対象者は次の**全てを満たす方**とします。

- ①千葉県内に住民登録をしており、賃貸住宅に居住している方（千葉市を除く）
- ②児童扶養手当を受給している方または、所得が児童扶養手当支給水準の方
- ③プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

(3) 貸付額と使途

貸付額	使 途
月額40,000円以内	原則12か月の範囲内で入居している住宅の家賃実費分 (管理費・共益費を含む)

※敷金、礼金、住宅ローン等は含まれません。住居確保給付金等を受給している場合は、家賃実費額と公的給付等の差額が貸付上限額となります。

(4) 貸付利子

無利子

2 申請手続き等について

(1) 貸付けの申込み

プログラムの策定を受けた市または健康福祉センターに申請書と下記必要書類を揃えてお申し込みください。

【必要書類】

- ①ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書（様式第1号-2）
- ②推薦書（様式第3号-2）
- ③居住する住宅に係る契約書の写し等の家賃の金額が分かる書類
- ④プログラムの写し
- ⑤世帯全員の記載のある住民票（マイナンバーの記載がないもの、発行後3か月以内）
- ⑥申請者の顔写真付きの本人確認書類の写し
（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、学生証等）
- ⑦個人情報の取扱いについて（同意書）
- ⑧その他県社協会長が必要と認める書類等

(2) 貸付けの決定

提出された書類を審査し貸付けの可否を決定いたします。

貸付決定の場合は県社協会長と申請者の間で貸付けに係る契約を締結いたします。

(3) 貸付金の交付

会長が定めた日から四半期ごとに指定された口座へ貸付金を送金します。

(4) 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合に貸付契約を解除します。

- ①契約期間中に貸付契約の解除の申し出があったとき
- ②住宅支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- ③借受人が死亡したとき

(5) 資金の返還

借受人は次のいずれかに該当した場合に、当該事由が生じた日の属する月の翌月から県社協が定める期間内に、一括又は月賦（原則として月額1万円以上）、半年賦により、県社協が指定した金融機関口座に送金いただきます。

- ①貸付契約を解除されたとき
- ②貸付終了後1年が経過したとき
- ③借受人が貸付けの目的を達成できずに死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなくなったとき

(6) 返還の猶予

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還の債務の履行を猶予することができます。

(7) 返還の免除

次のいずれかに該当する場合は、住宅支援資金の全部が返還免除となります。

- ①貸付決定時に就業していない者が、住宅支援資金の貸付期間終了後1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き就業を継続した場合
- ②就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき
- ③その他死亡等により住宅支援資金の返還が困難と県社協会長が認めるとき

(8) 届出義務

借受人は、免除される期間までに必要な書類を県社協に提出する必要があります。必要書類に関しては、8ページの「申請・届出等様式一覧」をご参照のうえ提出してください。

※自発的な届出がない場合は、県社協から文書督促いたしますが、届出がない場合は貸付金の送金停止又は返還対象となりますので、御注意ください。

(9) 各種書類記入上の注意点

- ①訂正がある場合には、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて訂正印を押してください。
 - ②各種書類を消せるボールペンで記入しないでください。
 - ③各種書類には申込者（借受人）本人が署名・捺印してください。
- ※申請書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付けの可否を判断することができず審査保留となりますので、提出前によく確認をしてください。

3 貸付申請から貸付金交付までの流れ

貸付申請

該当する市又は健康福祉センターに申請書類を提出



審査及び貸付決定

(1) 県社協が貸付けの可否を決定

(2) 貸付けの可否を県社協から申請者に通知

①貸付決定の場合：貸付決定通知書（様式第5号-2）と借用証書（様式第7号-2）を送付

②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書（様式第6号-2）を送付



以下は貸付決定の場合

契 約

貸付決定者は以下の書類を県社協に提出

- ・借用証書（様式第7号-2）
- ・印鑑登録証明書（発行後3か月以内）
- ・振込口座の情報のわかるものの写し



資金の交付

借用証書に記載された口座に貸付金を四半期ごとに送金

※借用証書を提出されても不備がある場合には、不備が解消されるまで送金不可

4 貸付金交付から貸付終了後1年以内の流れ

求職活動している方（四半期ごとに提出）

※必要書類の提出がなされない場合は、貸付金の送金を停止する場合があります

- (1) 住宅支援資金求職活動現況届（様式第20号-2）
- (2) 求職活動を行ったことを証明する書類等の写し



①氏名・住所・連絡先等に変更があったとき

⇒住宅支援資金氏名等変更届（様式第16号-2）

②プログラムに変更があったとき

⇒母子・父子自立支援プログラム変更届（様式第23号）

③家賃額変更・住居費用に関する他制度利用・変更があったとき

⇒住宅支援資金家賃額等変更届（様式第24号）

④住宅支援資金貸付金額・期間に変更があったとき

⇒住宅支援資金貸付変更申請書（様式25号）



申請や変更・
届出内容を証明
する書類等



貸付変更決定

④については、貸付金額・期間変更の可否を決定し、借受人へ通知



貸付期間終了後1年以内に原則

プログラムに合致した就職・転職できた場合

- ・住宅支援資金就業届（第18号-2）
- ・労働条件通知書
- ・雇用契約等の事実が確認できる書類



半年おきに住宅支援資金就業現況届
（様式第21号-2）を提出

貸付期間終了後も

求職活動を継続している場合

- ・求職活動現況届（様式第20号-2）
と求職活動を証明する書類を引き続き
四半期ごとに提出
- ・就職や転職できた場合は、住宅支援資
金就業届（様式第18号-2）、労働条
件通知書、雇用契約等の事実が確認でき
る書類を提出

5 返還猶予・返還免除の手続き

貸付期間終了後1年が経過したときに、プログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得を見込まれる転職をし、引き続き就業している場合や災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還の債務の履行を猶予することができます。

また、貸付期間終了後1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き就業を継続した場合、貸付金の返還を免除することができます。

【猶予の場合】

返還猶予申請

- (1) 住宅支援資金返還債務猶予申請書（様式第11号-2）
- (2) 猶予を受けようとする事実を証明する書類等

※求職活動中の場合は、上記書類と併せて求職活動現況届（様式第20号-2）を提出



返還猶予決定

返還猶予の可否を決定し、借受人に通知

【免除の場合】

返還免除申請（次のいずれかに該当する場合）

- ①原則として、貸付期間終了後1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き就業を継続した場合
 - ②就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき
 - ③その他死亡等により住宅支援資金の返還が困難と県社協会長が認めるとき
- [共通] 住宅支援資金返還債務免除申請書（様式第10号-2）
- (1) 就職・転職の場合 ⇒ 住宅支援資金就業現況届（様式第21号-2）
 - (2) 死亡・障害等の場合 ⇒ 住宅支援資金死亡届（様式第22号-2）又は返還困難であることを証する書類



返還免除決定

返還免除の可否を決定し、借受人へ通知します。

また、返還免除決定の場合は借用証書（様式第7号-2）及び印鑑登録証明書を借受人に返却します。

6 返還することになった場合の手続き

貸付終了後1年が経過したとき等、貸付金の全部を返還していただくことになります。返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

- ・貸付契約が解除されたとき
- ・貸付終了後1年が経過したとき
- ・借受人が貸付けの目的を達成することができずに死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき



返還の申請

借受人は県社協に以下の書類を提出

- ①住宅支援資金返還計画書（様式第14号-2）
- ②返還理由のわかる書類
- ③住宅支援資金貸付契約解除届（様式第8号-2）

※返還計画期間に関しては、借受人と返済できる金額を相談のうえ決定



返 還

- ・県社協から返還決定通知を借受人に送付
- ・借受人は返還計画どおりに貸付金を返還



返還完了

- ・貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人に借用証書（様式第7号-2）と印鑑登録証明書を返却

申請・届出等様式一覧

様式番号	様式名
様式第1号-2	ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書
様式第1号-2 (記入例)	ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書 (記入例)
別紙	「ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱いについて (同意書)
様式第3号-2	推薦書
様式第5号-2	ひとり親家庭住宅支援資金貸付決定通知書
様式第6号-2	ひとり親家庭住宅支援資金貸付不承認通知書
様式第7号-2	ひとり親家庭住宅支援資金借用証書
様式第8号-2	ひとり親家庭住宅支援資金貸付契約解除届
様式第9号-2	ひとり親家庭住宅支援資金貸付契約解除通知書
様式第10号-2	ひとり親家庭住宅支援資金返還債務免除申請書
様式第11号-2	ひとり親家庭住宅支援資金返還債務猶予申請書
様式第12号-2	ひとり親家庭住宅支援資金返還債務免除決定通知書
様式第13号-2	ひとり親家庭住宅支援資金返還債務猶予決定通知書
様式第14号-2	ひとり親家庭住宅支援資金返還計画書
様式第15号-2	ひとり親家庭住宅支援資金返還計画変更願
様式第16号-2	ひとり親家庭住宅支援資金氏名等変更届
様式第18号-2	ひとり親家庭住宅支援資金就業届
様式第19号-2	ひとり親家庭住宅支援資金就業先変更届
様式第20号-2	ひとり親家庭住宅支援資金求職活動現況届
様式第21号-2	ひとり親家庭住宅支援資金就業現況届
様式第22号-2	ひとり親家庭住宅支援資金死亡届
様式第23号	母子・父子自立支援プログラム変更届
様式第24号	ひとり親家庭住宅支援資金家賃額等変更届
様式第25号	ひとり親家庭住宅支援資金貸付変更申請書